

諫早市監査委員告示第9号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年7月1日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	森		和明

令和4年度随時監査(学校用備品等実地監査)結果及び措置状況

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等	措置完了日	措置内容等
R4	随時	教育委員会	教育総務課 学校教育課	<p>【指導事項】</p> <p>【喜々津小学校】 校舎正門付近の土地(多良見町中里23-2 地目:公衆用道路)が現状では学校用地として利用されており、また、喜々津中学校との間の校用地の一部が道路として利用されているなど、前回の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。 については、公有財産の管理について適切に行われたい。</p>	令和6年4月30日	<p>令和6年3月末までに学校用地及び公衆用道路について測量及び分筆が完了した。 令和6年4月30日付で企画財務部契約管財課に公有財産台帳(土地)を修正後、提出しました。</p>